

県南広域振興局長告示第 36 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 18 年 5 月 30 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 就任

監事

| | |
|---------|-----------------------|
| 宮 川 正 志 | 花巻市石鳥谷町滝田第 9 地割 32 番地 |
| 佐 藤 秀 利 | 〃 〃 新堀第 48 地割 41 番地 |
| 小 原 洋 文 | 〃 〃 八重畑第 15 地割 66 番地 |

2 退任

監事

| | |
|---------|-----------------------|
| 高 橋 征 治 | 花巻市石鳥谷町新堀第 29 地割 8 番地 |
| 宮 川 正 志 | 〃 〃 滝田第 9 地割 32 番地 |
| 佐 藤 秀 利 | 〃 〃 新堀第 48 地割 41 番地 |